

三 まごめ

Xは控訴している。しかし、第一審判決で認定された事実からすれば、Xの請求は理由がないと思われる。

また、涉外事件の国際裁判管轄については、マレーシア航空事件に関する最高裁判決（昭五六・一〇・一六 民集三五―七一―二二四、判時一〇二〇―一九）等により、固まっております。本判決も、不法行為地、義務履行地、主観的併合の三点に分けて判断を下した。妥当であろう。

最近の判例から

印鑑登録証明書の交付責任

（東京高判 平成八・八・二八 判時一五九八―九〇） 菊地 眞二

本件は、子が無断で書類を作成して印鑑登録証明書の交付を受け、土地を無断処分したので、別訴においてその登記を抹消したが、印鑑登録をした市の過失により損害を受けたとして、市に対し訴訟費用の賠償を求めた事案において、市に過失はなかったとして請求を棄却した事例である（東京高裁判決平成八年八月二八日判例時報一五九八号九〇頁）。

(3) Yの担当者は、印鑑条例の定めるところに従い、書類を審査し、印鑑登録廃止申請を受理し、新たな印鑑登録を行い、印鑑登録証明書を発行した。

(1) X（七五才、女性）の長男Aは、平成二年一〇月、Y市役所を訪れ、Xの住民票の住所を変更した上、Xの従前の印鑑登録の廃止および新たな印鑑登録の申請をした。

(4) Aは、これを用いてXの土地を処分したが、別訴においてXの抹消登記請求が認容された。

一 事案の概要

(2) Aの申請は、Xの印鑑を偽造し、その登録証明書を利用して、Xの土地を無断売却しようとしてなされたもので、関係書類はXの同意なく作成されたものであった。

(5) しかし、Xは、Yの担当者に過失があり、別訴の提起、維持に要した弁護士費用相当額の損害を被ったとして、Yに対し一、〇一七万円の賠償を求めた。

(6) 第一審（浦和地裁熊谷支判平八・三・一三）は、Yに過失はないとして、Xの請求を棄却した。

Xが、控訴した。

二 判決の要旨

これに対して、控訴審は、次のように判断

を下した。

(1) 印鑑登録申請に合わせて住民票の変更届がされる場合は、虚偽の申請が行われる蓋然性が高いとしても、Xの代理人として来庁した者がXの長男であり、変更後の住所はXの本籍地・出生地であるから、本件各申請書が偽造の書面によって作られているのではないかとの疑念を抱くべきであったということはできない。

(2) 印鑑条例によれば、代理人による申請が行われた際、本人の意思を確認する必要があるのは、本人の意思に基づかないものであることを窺わせる特段の事情がある場合に限られるところ、同特段の事情の存在を認めるに足りる証拠はない。

(3) 従って、Xの請求は理由がないとして、Xの控訴を棄却した。

三 まとめ

これまで印鑑登録証明書を発行した市の責任が問われたのは、印鑑登録証明書を悪用された者が登記の抹消を請求し、同登記を抹消された者からの請求によるものであった。市の責任を認められたもの（千葉地判昭四八・二・二八判時七一六一八六、名古屋高判昭三四・三・一六判時二〇四一二二等）と、認めな

ったもの（福岡高判平八・一二・一九判タ九四六一一八三等）がある。

本件のように、別訴で勝訴した者が、訴訟費用を求めて提訴するのは、極めて珍しい。また、本件は、Aが平成三年一〇月死亡し、Xが単独承継するところ、相続放棄したようである。Xの請求が認められなかったのも、妥当であろう。

（企画調整部調整第一課長）

